生活応援！さやまプレミアム付チケット（さやチケ）

取扱店募集要項

狭山商工会議所

生活応援！さやまプレミアム付チケット（さやチケ）取扱店募集要項

１．さやチケの概要

【発行主体】　狭山市

【名　　称】　生活応援！さやまプレミアム付チケット

【発行総額】　520,000,000 円（うちプレミアム分 30%　120,000,000 円）

【発行冊数】　40,000 冊

◆1冊13,000円分とし、内訳は、全ての商品券取扱店舗で使用できる「共通券（1,000円券）」10枚と小規模店のみで使用できる「小規模店専用券（500円券）」6枚で構成する。

◆「小規模店専用券」は、売場面積1,000㎡以上の商業施設においては、使用できないものとする。

【有効期間】　令和4年10月1日（土）から令和5年2月28日（火）まで。

【購入対象者】　市内在住者

【販売金額】　1 冊 10,000 円

【購入限度】　1 人最大 2 冊まで

２．さやチケの申込

（１）さやチケの販売は、郵送及びインターネットによる事前申込みとし、申込みが4万冊を超えた場合は抽選とする。

（２）購入の申込みは1人1回とし、1人最大2冊まで。

３．販売期間

令和 4 年 9 月下旬～令和 4 年 12 月を予定

４．チケットの利用対象にならないもの

（１）有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、郵便はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入

（２）たばこ事業法に規定する製造たばこの購入

（３）事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入

（４）土地・家屋購入等の不動産に関わる支払い

（５）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業に係る支払い

（６）公共料金等、国や地方公共団体への支払い

（７）特定の宗教又は政治団体に関わる取引

（８）公序良俗に反する取引、その他本チケットの発行趣旨にそぐわない取引

（９）取扱店舗が指定するもの

（１０）その他、市長が本事業の目的に照らして不適当とするもの

５．取扱店の登録資格

取扱店舗は、狭山市内に店舗・事業所を有する事業者とする。ただし、以下に該当する事業者を除く。

（１）専ら4に掲げる取引を行う事業者

（２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業（同条第1項第1号から第3号を除く）を行うもの

（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法第77号）第2条第2号に規定するもの、又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するもの

（４）その他、本事業の目的に照らして、不適当と判断するもの。

６．さやチケ取扱店登録方法

（１）商工会議所指定の「さやチケ」取扱店申込書に所定事項を記入し、郵送またはＦＡＸにてお申込下さい。なお、7月19日（火）までにお申込いただきますと、8月10日に発行する取扱事業所一覧暫定版チラシに掲載されます。

（２）狭山市内に複数の事業所を所有する場合は、事業所毎に申込書をご記入下さい。（申込書はコピーしてお使い下さい）

（３）取扱店申込書に記入された個人情報につきましては、本事業及び各種情報提供の目的にのみ使用いたします。

７．さやチケの換金方法及び換金手数料

（１）大型店以外の取扱店は、取扱店が口座を有する金融機関（埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、飯能信用金庫、埼玉縣信用金庫、青梅信用金庫の狭山市内店舗に限る）の窓口で、使用済のさやチケを換金することができます。なお、換金に伴う手数料は不要です。また、大型店（売場面積1,000㎡以上）については、商工会議所が換金窓口となります。

（２）取扱事業所が指定した口座に、持参した日の翌日から5営業日（大型店は、持参した日の翌日から会議所の5開所日）以内に入金されます。

８．さやチケの換金期間

令和4年10月1日から令和5年3月10日まで。

換金期間を過ぎると、換金できませんのでご注意ください。

９．取扱店向け説明会

さやチケ取扱店を対象に説明会を実施いたしますので、必ずご参加ください。説明会当日に資料一式（実施要綱、ポスター、換金用カード、見本券等）をお渡しいたします。

【日時】令和 4 年 9 月 9 日、13 日、14 日、22 日

① 10 時～11 時　② 14 時～15 時　③ 18 時～19 時

【場所】狭山市市民会館　第 4 会議室及び第 6 会議室

１０．その他留意事項

（１）チケット購入後の返金はできない。

（２）さやチケの額面に満たない利用であっても釣り銭は出さない。

（３）盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者は責を負わない。

（４）取扱事業所の申込において、虚偽の記載や取扱事業所として商品券に関わる不正行為を行った場合、並びに本要項に違反した場合は、狭山商工会議所の指導に従うとともに、損害賠償等の責を負う場合があります。

（５）新規顧客獲得や来店頻度を高めるため「さやチケトクトクセット」のご登録をご検討ください。※「さやチケトクトクセット」への登録は必須ではありません。

１１．問合せ

狭山商工会議所

〒350-1305　狭山市入間川3-22-8

電話：04-2954-3333　FAX：04-2954-3306